

(p. 15 変更前)

表 2 - 7 災害時応援協定（民間団体等）
（各種協定を列記）

(p. 15 変更後)

表 2 - 7 災害時応援協定（民間団体等）

(令和 3 年 4 月現在)

種別	締結年月日	協定等の名称	協定の相手方
応急対策 業務	平成 23 年 4 月 25 日	災害時における廃棄物処理等 の協力に関する協定	西東京市清掃事業 協同組合

(p. 28 変更前)

表 3 - 1 5 避難所ごみ発生量の推計結果

項 目	避難人口 (人)	1人1日当たり のごみ排出量 (g/人・日)	避難所ごみ量 (t/日)
西東京市	41,099	608	25.0

(p. 28 変更後)

表 3 - 1 5 避難所ごみ量の推計結果

避難生活者数 (人)	1人1日当たり のごみ排出量 (g/人・日)	避難所ごみ量 (t/日)
26,714	608	16.2

※疎開者数は含んでいません。

(p. 32 変更前)

表 3 - 2 0 廃棄物処理施設の処理可能量の推計結果

【大規模災害時:柳泉園組合全体】

施設名		日処理能力 (t/日)	稼働日数 (日/年)	処理能力※1 (t/年)	処理実績※1 (t/年)	処理可能量※1 (t)		
						1年間	2年間	3年間
						⑤=③-④	⑤×2年	⑤×3年
		①	②	③=①×②	④	⑤=③-④	⑤×2年	⑤×3年
焼却	焼却処理施設 (クリーンポート)	1号炉	105	315	33,075	/		
		2号炉	105	310	32,550			
		3号炉	105	311	32,655			
		計	315	—	98,280			
破碎・選別	粗大ごみ処理施設	50	260	10,400※3	9,000	1,400	2,800	4,200
	リサイクルセンター	53.5※5	260	11,128※4	5,505	5,600	11,200	16,800
合計		418.5	—	119,528	88,315	7,000	56,000	84,000

※1 安全を見て、処理能力量や処理可能量は2-3桁以下切り捨てた場合があります。

※2 焼却施設処理可能量 = (98,000-73,810) × 安全率0.9 = 21,000 t/年

※3 粗大施設処理能力量 = 50t/日 × 260日 × 安全率0.8 = 10,400 t/年

※4 リサイクルセンター処理能力量 = 53.5t/日 × 260日 × 安全率0.8 = 11,128 t/年

※5 日処理能力は65tですが、施設の老朽化で実際の処理実績53.5tを用いて推計します。

(p. 32 変更後)

表 3 - 2 0 廃棄物処理施設の処理可能量の推計結果

施設名		日処理能力 (t/日)	稼働日数※2 (日/年)	処理能力 (t/年)	処理実績 (t/年)	処理可能量※1 (t)		
						1年間	2年間	3年間
						⑤=③-④	⑤×2年	⑤×3年
		①	②	③=①×②	④	⑤=③-④	⑤×2年	⑤×3年
焼却	焼却処理施設 (クリーンポート)	1号炉	105	280	29,400	/		
		2号炉	105	280	29,400			
		3号炉	105	280	29,400			
		計	315	—	88,200			
破碎・選別	不燃・粗大ごみ処理施設	50	275	13,750	9,000	4,000	8,000	12,000
	リサイクルセンター	53.5※3	275	14,713	5,505	9,000	18,000	27,000
合計		418.5	—	116,663	88,315	27,000	54,000	81,000

※1 処理可能量は、百の位以下切り捨て

なお、発災時の施設の状況に応じて処理可能量は見直しする。

※2 施設の耐用年数や老朽化を考慮し、整備補修期間を確保する前提で稼働日数を設定

・焼却処理施設:ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版より準用

・不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターは、土曜日、日曜日、年末年始を休止

※3 日処理能力は65tであるが、処理対象物の変更ににより53.5tを用いて設定

(p. 33 変更前)

表 3 - 2 1 仮設中間処理施設の必要性

(単位：万 t)

項目		災害廃棄物発生量				処理可能量 (3年間分)	未処理量	仮設施設の 必要性
		西東京市	東久留米市	清瀬市	計			
焼却	可燃物	4.48	3.84	1.76	10.08	6.30	3.78	必要
破碎・選別	不燃物	8.40	7.20	3.30	18.90	2.10	16.80	必要
合計		12.88	11.04	5.06	28.98	8.40	20.58	-

※可燃物には、携帯トイレ、不燃物選別後の可燃系破碎残渣等は含まない。

(p. 33 変更後)

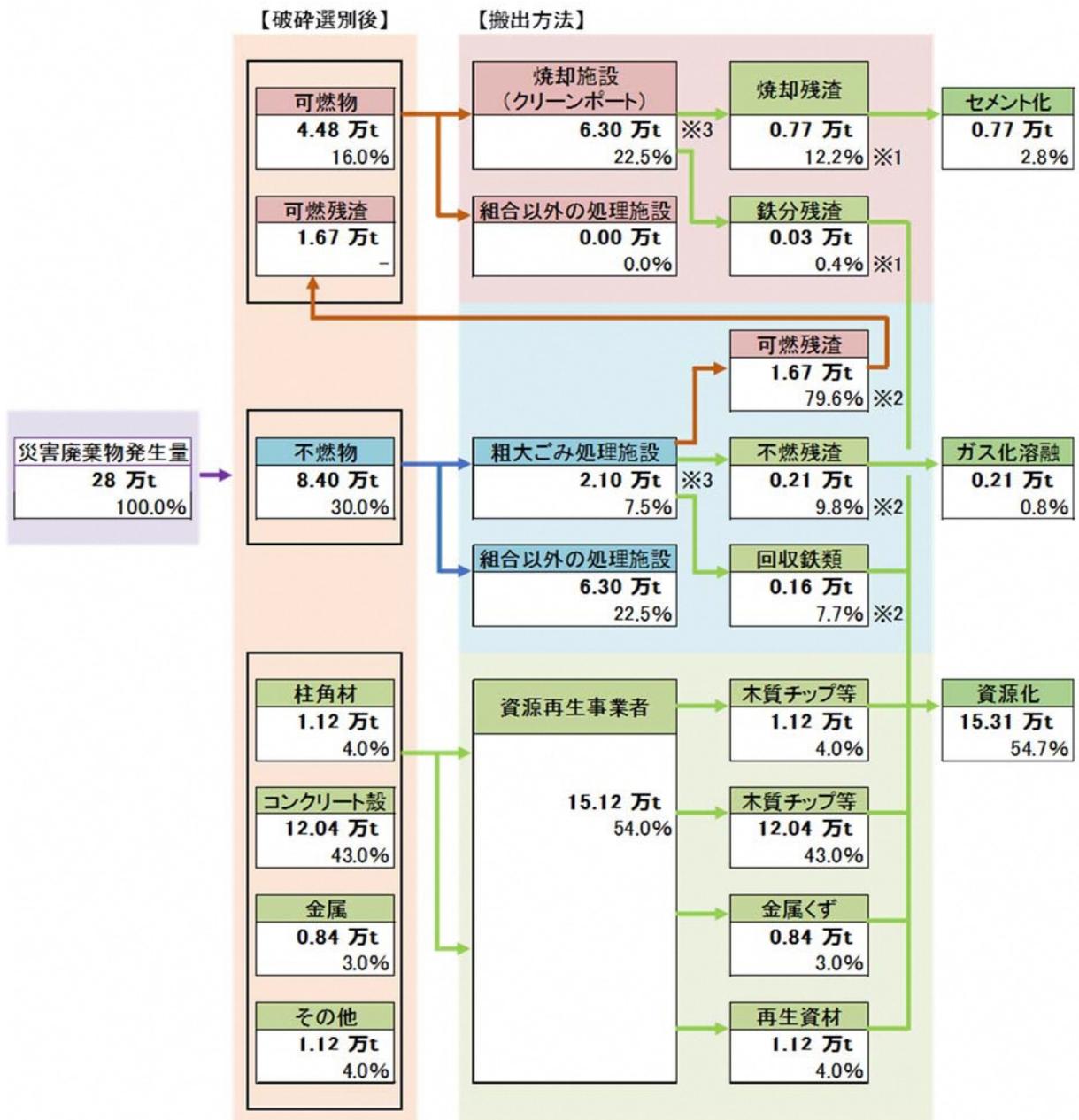
表 3 - 2 1 仮設中間処理施設の必要性

(単位：万 t)

項目		災害廃棄物発生量				処理可能量 (3年間分)	未処理量	仮設施設の 必要性
		西東京市	東久留米市	清瀬市	計			
焼却	可燃物	4.48	3.84	1.76	10.08	4.20	6.84	必要
	可燃残渣	-	-	-	0.96	-	-	-
	計	-	-	-	11.04	-	-	-
破碎・選別	不燃物	8.40	7.20	3.30	18.90	1.20	17.70	必要
合計		12.88	11.04	5.06	29.94	5.40	24.54	-

※東久留米市、清瀬市の災害廃棄物発生量は、各市の災害廃棄物処理計画より。

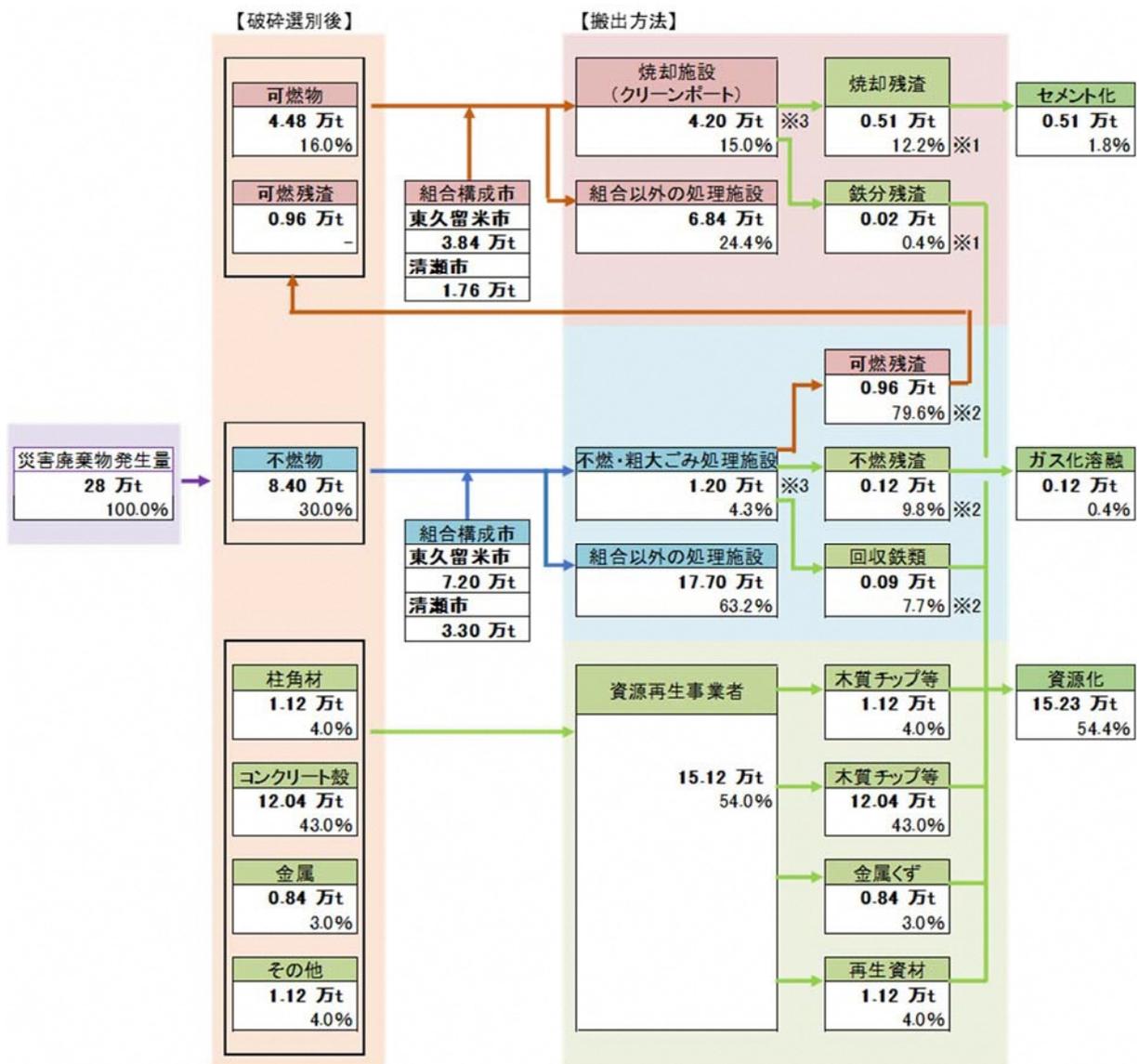
(p. 47 変更前)



- ※ 端数処理のため、合計が一致しない場合がある
- ※ 清瀬市、東久留米市の災害廃棄物処理量は考慮していない
- ※1 焼却施設の焼却量に対する比率
- ※2 リサイクルセンターの破砕選別処理量に対する比率
- ※3 災害時のごみ処理施設の処理可能量(3年間分)

図 5-5 マテリアルバランス

(p. 47 変更後)



※ 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

※1 焼却施設の焼却量に対する比率

※2 リサイクルセンターの破砕選別処理量に対する比率

※3 災害時のごみ処理施設の処理可能量 (3年間分)

※4 予測される災害時のごみ処理施設の処理可能量 (3年間分) です。

図5-5 マテリアルバランス

(p. 61 追加)

表 5 - 6 処理困難物への対応 (2/2)

種類	収集運搬	保管	処理・処分
...			
太陽光パネル、太陽光発電設備等	解体・撤去業者に処理・処分を委託する。	解体・撤去業者にて一時保管、あるいは引取り先にて保管	産業廃棄物処理業者に処分、あるいは引取り先にてリユースする。

(p. 75 追加)

第4節 処理施設の強靱化等

発災後も柳泉園組合の処理施設で廃棄物の処理を継続できるよう、柳泉園組合及び組合構成市が協力し、処理施設の強靱化、処理体制の強化を図ります。

表5-10 柳泉園組合における処理施設の強靱化等の対策 (1/2)

項目	内容
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none">○発災後も廃棄物の処理を継続できるよう、平時より処理施設の耐震化、浸水対策、不燃堅牢化、非常用電源の確保など強靱化を図る。○計画的な補修・整備工事の実施、施設の更新等、平時から安定した処理機能の維持する。○地震、風水害等に対し構造的かつ機能的に強固な施設とする。
施設の堅牢化	<ul style="list-style-type: none">○地震、風水害等に対し構造的かつ機能的に強固な施設とする。○地震地域係数は1.0、工場棟及び計量棟は構造体Ⅱ類(重要度係数を1.25)を採用する等の対策を講じる。○耐震設計に係る最新の基準、指針に準拠した施設とする。○プラント設備機器については、建築工事と同等または火力発電所の耐震性を確保する。○ハザードマップを踏まえ、電気設備等の重要設備は浸水対策を図る。○感震器を設置し、地震動が250ガル以上の加速度を感知した場合、ごみ処理を安全に自動的に停止する機能を備える。○ごみクレーンバケットの自動着床・巻上システムを採用する等、クレーンの振れによる自損を防止する。○配管類に伸縮継手を採用する。
自立起動・継続運転	<ul style="list-style-type: none">○発電機能を充実する。<ul style="list-style-type: none">・非常用発電設備の設置(ごみ焼却施設では、1炉立上げのための容量を確保する。)・蒸気タービン発電機による稼働継続を図る。(自立運転を確立するための容量を確保する。)○安定稼働を見据えて薬品類を保管する。○施工工事関連会社によるバックアップ体制を活用する。○緊急対応マニュアルの策定、訓練、見直しを実施する。○災害時に必要な燃料を確保し、収集運搬車両、清掃工場への優先的な配給ができるよう、構成市と調整を図る。○用水については、上水に加え井水からの供給も可能なシステムとする。
避難場所機能	<ul style="list-style-type: none">○避難者の受入を行う場合には、必要な備品、防災用品、非常食等の備蓄を行う。(施設の職員用を含む)
災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none">○災害廃棄物の受け入れを想定した処理能力、処理体制の確保を図る。

表5-10 柳泉園組合における処理施設の強靱化等の対策(2/2)

項目	内容
迅速な整備・復旧	<p>○災害発生時においては、処理施設の損壊あるいは障害の有無について迅速に点検を行い、処理施設が被災した場合、早期に廃棄物処理システムを復旧させるための対策を講じる。</p> <p>○被災した場合の修復・復旧を迅速に行うため、平時から災害対応のためマニュアル策定や、復旧・補修に必要な資機材、燃料、薬品の確保及び体制の整備に努める。</p> <p>○被災時を想定し平時より処理施設の施工事業者や長期包括委託会社等と復旧に係る対応について、協力が得られるよう調整を図る。</p>
柳泉園クリーンポートの長期包括委託会社との連携	<p>○震災その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、処理・処分への協力、連携を強める。</p> <p>○多摩地域の30市町村及び7団体の一部事務組合では、ごみ処理の相互支援協力の必要な事態が発生した場合に備え、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」を締結し、広域的な処理の支援体制を確保している。柳泉園組合がこの協定に基づき広域処理を実施する場合の協力、連携を強める。</p>
水害対策	<p>○東久留米市洪水ハザードマップにおいて、柳泉園組合管理棟及び処理施設が位置するエリアは、0.1～0.5m未満の浸水が想定され、敷地は0.5m～2.0m未満の浸水が想定されるエリアに挟まれていることから、防水壁、防水扉等の設置、止水板等の設備の備蓄等、対策を計画的に推進する。</p> <p>○気象情報について定期的に確認するとともに、大雨、洪水などの警報、注意報を注視し、早い段階から浸水対策を講じる。</p> <p>○災害発生時には、処理施設の施工会社や長期包括委託会社等と連携し人的、物的、技術的支援により安定稼働を継続する。</p>

(p. 75 変更前)

表6-4 し尿収集必要量の推計結果

項目	単位	災害発生後
A1 避難者数	人	41,099
A2 断水による仮設トイレ必要人数 (④×⑤×1/2)	人	35,299
① 水洗化人口	人	204,480
② 水洗化人口/総人口	%	99.9
③ 避難した水洗化人口 (A1×②)	人	41,058
④ 避難していない水洗化人口 (①-③)	人	163,422
⑤ 上水道機能支障率	%	43.2
B 避難していない非水洗化人口 (⑥-⑧)	人	137
⑥ 汲み取り人口	人	178
⑦ 汲み取り人口/総人口	%	0.1
⑧ 避難した非水洗化人口 (A1×⑦)	人	41
C 災害時におけるし尿収集必要人数(A1+A2+B)	人	76,535
し尿収集必要量 (し尿収集必要人数×1.7 L/人・日)	kL/日	130.1

(p. 75 変更後)

表 6 - 4 し尿収集必要量の推計結果

項目	単位	災害発生後
A1 避難者数（疎開者数は含んでいません。）	人	26,714
A2 断水による仮設トイレ必要人数（④×⑤×1/2）	人	38,403
① 水洗化人口	人	204,480
② 水洗化人口/総人口	%	99.9
③ 避難した水洗化人口（A1×②）	人	26,687
④ 避難していない水洗化人口（①-③）	人	177,793
⑤ 上水道機能支障率	%	43.2
B 避難していない非水洗化人口（⑥-⑧）	人	151
⑥ 汲み取り人口	人	178
⑦ 汲み取り人口/総人口	%	0.1
⑧ 避難した非水洗化人口（A1×⑦）	人	27
C 災害時におけるし尿収集必要人数（A1+A2+B）	人	65,268
し尿収集必要量（し尿収集必要人数×1.7 L/人・日）	kL/日	111.0

(p. 79 変更前)

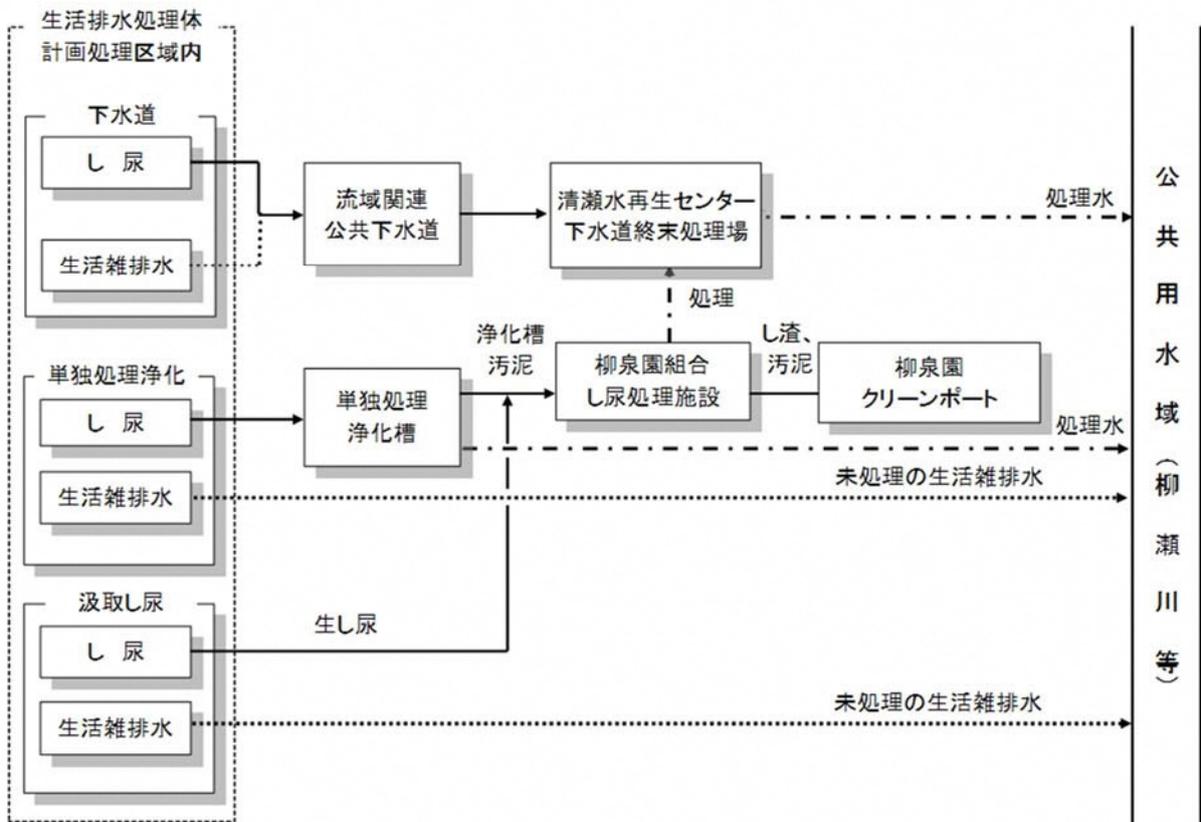


図 6 - 3 し尿処理施設の処理フロー

(p. 79 変更後)

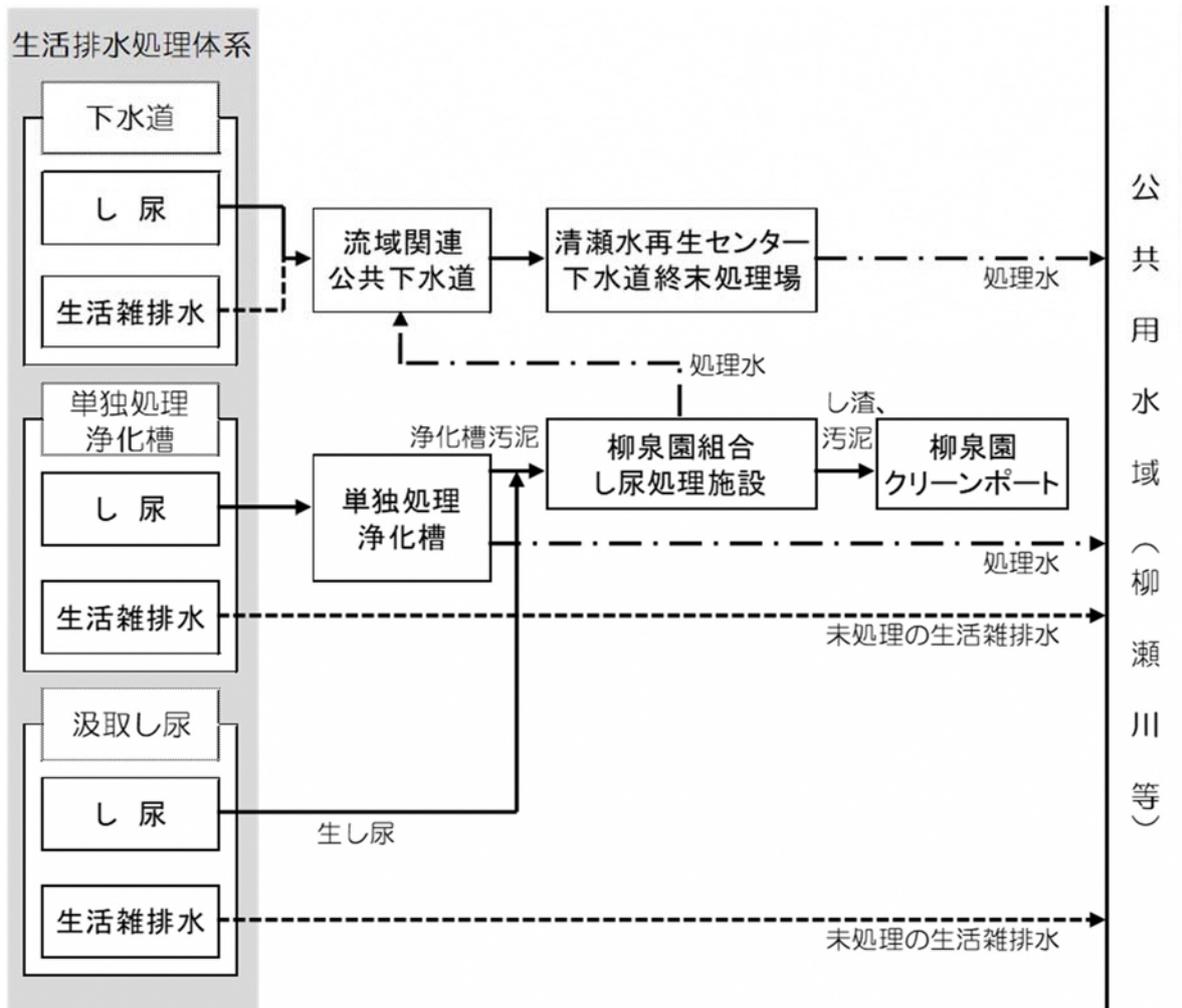


図 6 - 3 し尿処理施設の処理フロー

(p. 80 変更前)

表6-8 仮設トイレ必要基数の推計結果

項目	単位	本市
① 仮設トイレ必要人数	人	76,539
② 仮設トイレ設置目安	人/基	50
③ 仮設トイレ必要基数(①÷②)	基	1,531

※仮設トイレ設置目安:50(人/基)とします。(西東京市地域防災計画令和3年修正)

(p. 80 変更後)

表6-8 仮設トイレ必要基数の推計結果

項目	単位	本市
① 仮設トイレ必要人数	人	65,268
② 仮設トイレ設置目安	人/基	50
③ 仮設トイレ必要基数(①÷②)	基	1,305

※仮設トイレ設置目安:50(人/基)とします。(西東京市地域防災計画令和3年修正)